

(第十四部)

第一回 參議院運輸及び交通委員會會議錄第八号

(二八九)

付託事件

- 磐城東線三春、船引兩驛間の栗田村に停車場を設置することに關する請願(第二號)
- 鐵道運賃の値上げ反對に關する請願(第三號)
- 長岡鐵道を國營に移管することに關する請願(第四號)
- 海運經營方式並びに船員管理に關する請願(第五號)
- 鐵道運賃値上げ反對に關する請願(第六號)
- 高崎、熊谷間に電化工事を實施することに關する請願(第七號)
- 磐城東線神保、大越兩驛間の瀧根町宮谷に停車場を設置することに關する請願(第八號)
- 熊本縣人吉市を基點とする三路線に省營自動車運輸開始に關する請願(第九號)
- 日本通運株式會社の營業權並びに設備を關係業者へ還元することに關する請願(第十號)
- 海運經營方式並びに船員管理に關する請願(第十一號)
- 東北本線宇都宮、大宮間日光線宇都宮、日光間及び兩毛線小山、高崎間の電化實現に關する請願(第十二號)
- 高崎、熊谷間に電化工事を實施することに關する請願(第十三號)
- 海上輸送力緊急増強に關する請願(第十四號)

- 海難審判法案(内閣送付)
- 鐵道營業法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 木原線鐵道工事の速成に關する請願(第十五號)
- 舊鶴見臨港鐵道外三鐵道線拂下げに關する請願(第十六號)
- 中央線高藏寺、名古屋鐵道小牧兩驛間に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第十七號)
- 山形縣最上郡内に國營貨物自動車の運輸を開始することに關する請願(第十八號)
- 柳井線より三路線に、及び田布施驛より二路線に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第十九號)
- 常磐線松戸、我孫子兩驛間電化工事實施に關する請願(第二十號)
- 江登町、東郷村間に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第二十一號)
- 日本國沿岸に置き去られた船舶の措置に關する法律案(内閣送付)
- 學生鐵道運賃の是正に關する請願(第二十二號)
- 東北本線二本松、本宮兩驛間の杉田村に停車場を設置することに關する請願(第二十三號)
- 博多、壹岐及び對馬間の國營航路實現促進に關する請願(第二十四號)
- 宇都東線電車運輸を山口市宮野地區迄延長することに關する請願(第二十五號)
- 矢島鐵道株式會社の救済に關する請願(第二十六號)

- 常磐線松戸、水戸間電化促進に關する請願(第二十七號)
- 信越線高崎、横川間電化工事を實施することに關する請願(第二十八號)
- 道路運送法案(内閣送付)
- 舊小倉鐵道線拂下げに關する請願(第二十九號)
- 信越線柏崎驛附近鶴川鐵橋の徑間擴張工事施行に關する請願(第三十號)
- 五條驛、新宮市間の鐵道速成に關する請願(第三十一號)
- 學生鐵道運賃の是正に關する請願(第三十二號)
- 東海道線津、濱松兩驛間の電化速成に關する請願(第三十三號)
- 九州、四國間の省營連絡に關する請願(第三十四號)
- 愛媛縣東宇和郡宇和町、八幡濱市間に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第三十五號)
- 山陰線の電化並びに廣島、松江兩市間直通列車運輸に關する請願(第三十六號)
- 中央氣象臺牛深出張所設置に關する請願(第三十七號)
- 九州、四國間省營連絡に關する請願(第三十八號)
- 常磐線松戸、平兩驛間電化促進に關する請願(第三十九號)
- 中央氣象臺牛深出張所設置に關する請願(第四十號)
- 國有鐵道の現狀に關する件
- 小委員會設置に關する件

昭和二十二年八月二十八日(木曜)午前十時三十分開會

本日の會議に付した事件

○小委員會設置に關する件

○海難審判法案

○國有鐵道の現狀に關する件

○委員長(板谷順助君) これより會議を開きます。

かねて專門委員としてこの總會において諸君の御同意を得、又本人におきましては内閣を御得といたしました福原君、小倉君が同内閣より正式に發表されましたら、この際御紹介申上げます。

○專門調査員(福原敬次君) どうぞよろしく御願ひいたします。(拍手)

○專門調査員(小倉俊夫君) どうぞよろしく……。(拍手)

○委員長(板谷順助君) それから向諸君にお諮りして置きたいと思ひますが、實は豫算關係の附屬してあるものは勿論衆議院において先議權がありまふけれども、その他の法案に對しましては、皆豫備審査になつておりまして、正式にここに決議するといふわけには行きません。従つて委員會として

の仕事も捗りかねるようなことであります。が、今後は豫算關係にないものは成るべく早く質疑を終了し、討論が終つたならば採決をするような順序にしたい、こう考へておるわけでありまして、實は先般海運組合法につきましても政府側から、衆議院がまだ決まらんから四、五日延ばしてくれという話があ

つたけれども、豫算關係がないからできないと言つて、諸君の御決議を願つたような次第であります。今後その點につきましても政府にこういふ申入れをしたいと思つております。別に御異議ございませんか。

○委員長(板谷順助君) 以上(異議なしと呼ぶ者あり)

○村上義一君 今お話がありました點に關聯することでありまして、委員會の運賃についてちよつと申上げたと思ひますが、よろしくござい

ます。

○委員長(板谷順助君) よろしくござい

ます。

○村上義一君 實はこの公報を見ますと、多數の請願建議等が出ておるのであります。これらは從來の議會と違つて慎重に審議をし、取扱ふなければならぬといふことは、以前に開かれた委員會でも御意見が出ておりましたので、聞くところによりますと、一方において暫く自然休會が或いは休會に入るということも伺ひます。休會に入る前に小委員會でも作つて頂いて、そつとこれからの請願建議等の原案作成と申しますが、處理方について、お考えを頂きたいと思ひます。幸いに御賛成願ひするならば、委員長において五名乃至十名の委員を一つ御選定願ひすることにいたしたいと思ひますが、いかがでございませうか。

○委員長(板谷順助君) 實は請願の取扱ひにつきましても、運賃會におきまして一々紹介議員の出席を求めて説明

第十四部 運輸及び交通委員會會議錄第八号 昭和二十二年八月二十八日(參議院)

をして貰つて、その上で適當に審議をするといふことでありましたが、委員長の考えといたしましては、専門調査員が決まりましてから、これらの方々に大體下調査をして貰つて、その上で小委員会でも設けてこれをお諮りしたいといふように考へておつたのであります。幸いに専門調査員も今回正式に發表されたことでありますから、諸君が御賛成であるならば、いづれ小委員会を設けて、専門調査員に一つ下調査をして貰つて、更に御協議をする、そういう運びにできるだけやりたい。殊に運輸交通の請願は、見ますと、豫算が伴う、事件が多いのであります。そんな關係でありますから、小委員会を設けることについて皆さん御異議がないならば、そういう取計らいをしたいといふ考へます。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員(板谷順助君) それじや委員長に一つお委せを願つて、適當に取運びたいと思ひます。丹羽君、司法省の刑事局長が御出席になつておりますから……。

○丹羽五郎君 私今この海難審判法をいろいろ研究いたしておるのですが、實はこの法案が成立いたしました場合に、この海難審判法の受審人たるべき海難免狀受有者は、假に過失があり、海難審判法によつて責任を負ふ點あれば、これによつて責任を問われ、而して又人を殺傷したといふような問題のときには、刑事被告人として刑事上の訴追を受ける、海難免狀受有者はこういう二つの制裁をここで受けなければならぬのであります。

今日までの行き方を見ておるのに、海員が海上において行方不明といふも

のは、すべてが自然力と對抗して行かなければならぬことでありまして、事件によつてはそれが自然力に壓倒されて行くといふものも相當あるのであります。これを今日の新しい海難審判法はすべて、受審人を被告の地位にして取調べるのでなくて、その事件の真相を把握するといふことが、今回提案された海難審判法の趣旨のように考へておるのであります。でき得べくんば、この場合における事件に對しては、審判先行といふような意味合におきまして、海難審判法によつてその受審人を取調べた結果を普通裁判に持つて行つて貰ふことができれば、非常な受審人の立場も得るところが多いやなからうか、かように考へておるのでありますが、その點は前の海員懲戒法の現行法におきまして、司法省としては相當了解をされて、運輸省と司法省との間には一つの文書が取交わされておるのであります。それは大正四年五月二十日に、司法省法務局長の鹽島氏から全國の檢察總長を除く檢察に宛てて、船舶職員に關して、職務上の過失に對しては、刑事訴追の取扱いに關しては、少くも現行の海員審判所において懲戒されたの後に於いてやつて貰いたいという通達がありまして、非常な私はこれは機宜の處置を得た通達だ、かように考へておる次第であります。

今回新しく生れた海難審判法は、先程も申上げたごとく、受審人を被告の地位に置いて、刑罰主義においてそれを取調べるのでなく、事實の真相を探究して、再びそういうような技術的結果を起さないようにやつて行くといふのが、今度生れんとする海難審判法であるのでありますから、でき得べくんば、この審判の事件の取扱いを海難審判所に掛けることを裁判の先行として規定して頂いたら、非常に都合がよくなる、かように考へております。但しここにこういうことは考へなければならぬ。一例を挙げれば、船長が密輸入をするためにその港へ入らんとして、そこでその船を暗礁にのし上げたといふような場合には、その船長の航行の目的が不法行為である以上は、こういう者に對しては、これは少くとも刑事裁判の方を先行にして、そして今度海難審判所において取調べるということをやつて行くことが必要やなからうかと考へております。そういう持段な場合を除いた以外は、でき得べくんば私はこの今度生まれる海難審判所の方を審判の先行にして頂いて、この刑事の訴追問題はそれによつて後でやつて頂くといふことが非常にいいんじやないか。一例を挙げれば、船長が不可抗力によつて船を沈没させて多くの人命をなくしたという折に、直ぐに刑事訴訟の訴追によつて船長は勾引をされる。そうして留致されるというやうなことによつて、事件の真相を把握することに於いては、非常に時が遅れるために、把握のできる真相も掴みにくいといふやうな技術的問題が生じて來るのであります。その點を一つ十分司法當局においてもお考え置きを願つておいて、前御通達があつたごとく、今度生まれんとするこの海難審判法においても取扱いを願ひたい、かように考へております。

○政府委員(國宗榮君) お答えいたします。只今の御質問に御尤もなことを存するのであります。現行法は、三十四條におきまして、懲戒審判に對して、刑事裁判の先行といふことを規定しておりましたが、實際の運用におきましては、先程御指摘のありました通り、成るべく刑事裁判の方を後にやつておつたといふこれまでの實情でございます。その理由をいたしましては、海難が複雑な航海上の諸條件の下に發生するものでありますから、これらの事實の真相の究明は、海難審判所の方が適當であるといふ考への下に通牒が出ておつたと考へておるのであります。今回の場合におきましては、法律の目的が只今御指摘になりました點に重點が置かれるやうになりましたので、第一層この審判所の審判の事實に基いて刑事訴追を起すのが適當と考へておりますから、そこで現行法にありますが三十四條の規定を削除することにいたしました。刑事裁判の先行主義といふことを法律上止めいたしました。實際の運用において海難審判所の審判の事實に従つて刑事裁判を動かして行くという運用に改めたい、かように考へておつたのであります。

ただ併し海難審判が非常に長期に亘つて長くなる場合が豫想されるのであります。さうな場合は刑罰權の不安定な状態を生ずる虞れもありません。時効の虞れもありまして、従つて審判先行主義といふことを明定しておりませんが、その場合は特例といたしまして、刑事裁判を先にやる、或いは審判の起らない場合に刑事裁判を進めて行く場合があるかと思ふのであります。併し原則といたしましては海難審判所の審判を先にいたしまして、その結果によりまして、刑事裁判をやつて行くという建前を私の方は採りたい、かように考へております。

從いまして、大正四年に出ている通牒は甚だ古い通牒でございますが、今度海難審判法が施行になりましたらば、改めて全國檢察に對しまして、その運用について通牒を出したい、かように考へております。

○丹羽五郎君 今の御説明で非常に私の目的も得た次第であります。どうか是非新しく生れる海難審判法の本當の運用のできるように、司法省においても十分御協力をお願いいたします。い、こういう希望を述べまして、この問題についての質問を打ち切ります。

○委員(板谷順助君) 丹羽君、安本の次長がおいでになつておりますが、何か御質問がありますか。

○丹羽五郎君 私の方はちよつと安本の次長にはありません。

○政府委員(田中源三郎君) 昨日あなたから御請求もありましたから……。

○丹羽五郎君 私の方からは……。

○委員(板谷順助君) 丹羽君、やない、内村君です。

○小野哲君 今日内村君はお見えになつておられないやうであります。大體内村君の前回の御質問の内容を聞いております。問題は國鐵の白書に示されておる中で、資料の問題を非常に重要視されておつたように思われます。恐らく内村君が御出席ならばこの點をお聞きになりたいのではないか、かように思ひますので、この點を付度いたしまして、私から安本の方に資料の問題について一二伺ひして置きたいと思ひます。

この經濟白書の中で、特に鐵道が鋼

この經濟白書の中で、特に鐵道が鋼

基礎になるという段階を考えますと、人件費と物件費の割合等につきましても、妥協なところに落ち着いて来るのじやないか、丁度前の御質問と同じようなことを申し上げるようでありするが、今日のところはさう考へておる次第であります。

○委員長(板谷順助君) 内村君からこの間鋼材の御質問がありました、安本閣下の方においでになつておりますが、今あなたがお見えにならんために、小野君があなたの意思を付度されて質問されたのですが……。

○内村清次君 白書によりますと、運輸省が今度の鋼材が千二百五十万トンである、而もこの需要においては車輛の修繕も、或いは又線路の補修についても、軌道の取替へについても、到底見込がない旨を赤線々に示しておりますが、現在の赤字の状態を見ますと、鐵道は戦争の犠牲によつていわゆる崩壊の状態になつてゐる。これは前の安本の計畫においても、亦商工省の割當計畫においても、全く鐵道に對して需要に充たないところの計畫の杜撰が私は多分にこれに含まれておつたと思ふ。現在において、安本がいわゆる傾斜生産を重點に置いて、石炭三千万トンを是非とも獲得しなければならぬという一應の計畫を立ててゐるけれども、石炭が出て鐵道がでけないといふことは、これはもう現實の問題である。どうしても鐵道の復興、而も又鐵道が部分的に立上ることができない、鐵道も止めなくちやならないといふような現實のデーターといふものが、もう各職員の間から出てゐる。而もこれに従事してゐるところの職員の人たちは、皆いかにして自分の責任を

盡すかという面において非常に悲壯な、而も又非常に苦心の點を訴へてゐるのです。これに對して、どうしても三千万トンを獲得するために、この方に重點を置いてやらなければいけないといふような、只今のただ一片の安本關係の責任者の答辭では濟まされないと思ふのです。この點に對して先ず我々は國民の立場からいたしまして、すでに事故が頻々として起つてゐるところのこの現實面において、又重大事故が起らんとする現實面において、いかに安本がその責任を感じて配給を確保するかとこの點について、もう少し一つ責任ある答辭をして頂きたいと思ひます。

○政府委員(永野重雄君) 鐵道事業に對する鋼材の割當が現段階に即應して甚しく少いという御指摘でございますが、これは全く仰せの通りに、現在の鐵道の現状及びその現状から来る要請量に對しましては、明らかに少いことは我々もよく存じております。現に二十一年度の數字につきまして御参考までに申上げて見ますと、國鐵の要求量二十一萬三千餘トンに對しまして、配當は五萬四千七百トンといふ數字でございます。又全運輸業を通じて考へまして、三十一萬五千餘トンに對して六萬三千餘トンでございます。さういふことと同時に、二十二年に入りまして、國鐵は二十一萬二千トンばかり、私鐵、小運送を通じて二十八萬餘トンの需要に對して、本年も遺憾ながら十分な配當が出来ない現状でございます。それは先程も申し上げましたように、石炭の生産不足及び我々の計畫いたしておりました海外からの輸入炭が計畫通りに入り得なかつた、これはいろいろ國際情勢等によりまして、止むを得ずという結果になつてゐるわけでございしますが、さうな意味におきまして、鐵道にも必要なた石炭が思うように製鐵面にとれなかつたといふことが、生産減の主な原因をなしてゐるわけでございします。従つて全運輸業に對する鋼材の必要でない産業はないわけでありまして、それを総合的に勘案いたしまして、なげなしの鋼材ながら、最も妥當だと思ふ數字を今年も鐵道に向けては配當いたしておるわけでありまして、今年に入りまして第一、四半期には一萬一千二百五十トンに對當いたしております。第二、四半期には一萬一千トン、第三、四半期には一萬一千トン、第四、四半期には一萬一千トンと見當、第四、四半期には約一萬六千トン乃至一萬八千トンの割當をしたと考へておる次第でございます。いづれにいたしましてもこの需要に對する配當割當は甚だしく少い。これを補う途は一に生産増強でございます。この點につきましては、萬難を排して諸手段を講じたいと思つております。例へば海外からできるだけ石炭を買入れる、或いは石炭に代る燃料としまして重油、これもできるだけ應需をいたしまして、大量に輸入したいと考へております。又内地炭の配當につきましても、いろいろの意味において最善の考慮を拂ひたいと考へておるわけでございします。

尙鐵道に對する配當減の主な原因は要するに生産減にあるわけでありまして、鋼材としまして、何とか獲得の方法はないかと考へまして、今回設定されましたクレディットの便途を考究いたしました場合、さういふ點を考慮に入れたら、鋼材を輸入したいものだと考へております。ただこの鐵道事業に對します施設用の資材は今回のクレディットの條件になつております。輸出原料に充てるといふことが條件になつてゐるわけでありまして、尤もこれは資本の五〇%以上になつた場合には内地の消費に充てるべきではありませんが、それ以外におきましては、一五%、基金の一八%以上のものは内地の消費には充て得ないことになつております。ただ輸出産業をしようとして、輸送を離れた輸出産業はないわけでありまして、關聯事業と、こう解釋いたしまして、クレディットに鐵道用の鋼材も考へております。又石炭増産の一つの手段としまして、坑内用の坑木代りに古軌條を相當使うわけでありまして、これも古軌條が足りないもので、一部新しい軌條を石炭のために割愛せざるを得ないやうな事情も過去にはあつたのでございします。従いまして、これの補いを付ければ鐵道に對する軌條等の割當が非常に樂になると考へます。同時に直接に、地方で餘り重要な線でない方面には、或いは輸入した古軌條がそれに使へるのじやないかと考へますが、さういふやうな意味合で目下この點等につまみしても研究をしておる次第であります。

いづれにしましても、御指摘のように鐵道量の確保困難の状態であると同時に、諸資材、特に鋼材が足りないといふ事情は我々もよく存じておりますので、いろいろな手段で以て御趣意に副いたし、目下研究してゐる次第であります。

○内村清次君 只今第三、四半期における配當が二萬六千トン、第四、四半期が二萬七千トンの配給見込があるんだという御答辭がありました、これで運輸當局は、現在の不良軌條、或いは又不良機關車に對する生産割當に對して、もうこれで十分であるか。現在すでに、一昨々日委員會で發表したように、小倉管内だけにおいても、延長八十七キロのうち二十八キロがもうすぐに取り替へなければあふないといふ現状、これは幹線各所においても往々さういふやうな不良狀態が累積してゐると思ひますが、これで一體完全な保守ができるのであるか。或いは又生産ができるのであるか。この點を一つ伺ひたい。

○政府委員(田中源三郎君) お答えいたします。今安本から割當されてゐるところの資材によつて、現實に日本の鐵道量を確保すべき鐵道の各種の改良に十分なりとはいひ得られんといふこと、これはもうすでに繰返し事務當局からも、或いは大臣よりもお答えしておる通りであります。併しながら日本現狀において、それ以上の要求が不可能な場合におきましては、これに代るべき、枕木の補強を十分にいたしますとか、或いはその他の各種のあらゆる手段を盡しまして、大體において事故の發生を防止するように努めて、來たるべきこの鐵道の、資材の相當要求量の割當を受ける時代に至るまでしめて行きたい、かやうにお答えするより、私共はそれ以上のお答えはいたしかねるやうな實情にあることを率直に申上げて置きます。

○新谷實三郎君 物動計畫の問題だけあります、ちよつとお聴きしたい

人たちは、皆いかにして自分の責任を
り、の輸入炭が計量通りに入り得なかつ
の方法はないかと考えまして、今回設
あります。

と思います。この問題は難しさが感じ
している問題で、長い間前から言われ
ておる問題であります。極く単純なよ
うで、而もなか／＼実行されない問題
であります。つまり物動計量が進めら
れる、このために非常に生産を阻害し
ているのではないかと考えます。今日ま
で、この資料難の際に、物動計量を確
立されることだけでも非常に御苦勞
が多いと思ひます。併し第一、四半期
の物動計量の決定は第一、四半期の
頃になる。第二、四半期も同様の結果で
あります。今後ともそういうことにな
るのではないかと思われる。その結果
は、生産業者から申しますと、いづれ
も見越生産をやるといふ以外に、その結
果、場合によりましては、非常に不意
不用の物も造られるという結果になる
のではないかと考えます。又物動計量
の決定がありせんために、切符を切
ることができない、従つて必要な所に
それをすることができないというよう
な結果になるのであります。インフ
レ防止のためにもあらゆる方面の生産
を興さなければならぬといふながら、
一方で生産を阻害しているような結果
になつていふような次第であります。
で、非常に遺憾に思ふのであります。
少くとも物動計量は三ヶ月か、できれ
ば六ヶ月前に決定をされて、その後の
修正はありましようが、一つの枠を決
めて、それによつて計量をして行くこ
ういふような方法をおとりにすることが
必要であると思ふのであります。今後
の物動計量の決定に對して、安本はど
ういふふうな考えを持つておられる
か、伺いたい。

よりに、從來ともすれば、その期の計
量がその期に入つてからというような
ことは事實ございしました。それでは
その資料を當てにして次の事業を営ま
れる方々に非常な御不便をかけ、又生
産業者自身もやはり困るわけでありま
す。全く御指摘の通りであります。こ
の點につきましては實は少しも早く計
量を立てる必要があると考えまして、
第三、四半期の配當計量につきまして
は大體一わたりの見通しをつけて、前
にも数字の一端に觸れましたわけであ
りますが、約一ヶ月前に政府の計量を
立てたいと思つておるのであります。
十月からの第三、四半期であります。
これも九月初めには何とか立てたいと
考へておりました。ただ今日の物動の諸
點があるわけでありまして、そういう
關係方面の折衝に若干の目取をとつ
て、時期の遅れることも聞々從來もあ
つたわけでありまして、そこは今後も
折衝の如何によつてはさうなことも
あり得るわけでありまして、この點
は我々も最善の努力を盡して、さよう
なことのないように努力をいたしたい
と考へております。

それから今年につきましても、一年
の計量は一應は立ててみたわけであり
ます。これも餘り短期の物動計量は、
それを材料にする各方面には廣く御迷
惑を次々に掛けて参るわけでありまし
て、できるだけ大枠で前廣にやること
は當然だつたと思つておるわけであり
ますが、先程も鐵の例でも申し上げま
したように、七十萬トン割當のものにつ
きまして五十萬トンしかできないとい
うような非常に大きな違いができる
わけでありまして、このままで行けば結
局各方面に御迷惑をかけるようなこと
になつて、仰せのような空割當、空切
符を常時起すようなことになり、又延
いては闇の因になると考えます。その
で、甚だ残念でございますが、やはり
短時の實情に即應した計量は不便は
あるけれども、その反面又数字が小さ
いだけいいやないかと考えまして、
やはり各期毎の計量を中心にしたして
おるわけでありまして、これは石炭の
量、或いは諸物資の量等が長期に決定
し得るような時期になりましたら、少
しでも各方面の御不便を少くする意
におきまして、長期の計量を成るべく
前廣にいたしたい、かう考へておるよ
うな次第であります。

○委員長(板谷順助君) よろしくござ
いますか。それでは議案は順次進めて
行きたいと思ひますが、先ず海難審判
法に對する質疑を續けたいと思ひま
す。

○丹羽五郎君 私は先般留保して置い
た點から申上げて行きたいと考へてお
ります。この海難審判法の第四條の末
項の問題であります。海難審判所
は、必要と認めるときは、前項の者以
外の者で海難の原因に關係のあるもの
に對し勸告をする旨の裁決をすることが
できる。この勸告の裁決であります
が、これは無論その原因を探究する
といふことは非常に結構であつて、又そ
の勸告の裁決をすることも結構だと私
は考へておりますが、若しも裁決が不
當であつた場合には、これに對して抗
辯をする。この立場を保有させること
が私は最も必要なことであらうと思
ひます。同時に私の理想を言うならば、
ここで勸告の裁決をするならば、その
裁決に對して或いは異議の申立のでき
るようにしても、海難審判法は二審
制になつておりますから、地方海難審
判所から高等海難審判所に異議の申立
をして、新らしく又高等海難審判所に
おいてこの審判をするという制度にし
て貰ふことを、私は先ず第一に要求を
したいのであります。

○政府委員(田中源三郎君) 只今の丹
羽さんの御質疑に對してお答えいたし
ます。第四條の第三項に對する勸告に
對する裁決ありたる場合におきまして
の抗告の途を開いたかどうかというこ
とであります。これは勸告を受け
るといふことに對しましては、大體に
おいてその事業に對するすべての検討
が行われた結果に基きまして裁決が行
われ、勸告が行われて來るのでありま
すからして、これに對して勸告を受け
たる者の各該の關係者に對しては自
然信用その他の利害關係に伴うて來る
ものと想像されます。或いはその名譽
等につきましても社會的問題に伴う
て來るものと考へます。これはそ
の事態に對してはつきりとそれだけの
手落ちがあつたのでありますからし
て、當然私はそれが起きて來ても當り
前であらうと考へられるのでありま
す。ただこの場合に抗告することを認
めるか認めないかといふことの範圍を
開くか開かないかというに過ぎないの
であります。これらの場合は、今後
の政令等の場合におきまして一應考慮
をいたしてみたいと考へております
が、大體におきましては、勸告に對す
るところの抗告の途を開くところの必
要はないかと考へておるようなわけ
であります。

○丹羽五郎君 今の田中政務次官のお
話では、勸告をする。その結果が悪い
結果であるから勸告をするという、勸告
をせなければならぬ立場の者としての
前提條件からお話になつております
が、私はこの海難審判所で勸告をしな
ければならぬといふこと、そのものが
或いは誤審になつた場合に、その誤審
により受けるその者の損害といふこと
を私は考へてやらなければならぬ。と
いふことは、それに對して勸告をする
ならば、親が子供に勸告をするなら
ば、又は子供が親に勸告をするなら
ば、そこに一つ抗辯權といふことを私
は認めなければならぬ。この抗辯權の
ない勸告は、一例を挙げれば丹下左衛
の抜打で一刀で切捨てるといふよう
な觀念、この觀念が現在ここに海難審
判法という新しい法案を以て海運行政
を取扱つて行くといふこの法案の改
正の趣旨にも反するものであると、か
うに考へる次第であります。

○政府委員(田中源三郎君) お答えい
たします。第四條第三項に對する重
ての丹羽さんの御意見並びに御質疑等
に對しましてお答え申上げたと思ひ
ます。只今の御意見の中には、誤審に
基く抗辯權を設定する必要がある、こ
れによつて誤めるところの審判に對
する正しき立場を與えて行かなければ
ならぬといふお説であります。が、又
その前に、勸告そのものは、一定の被
告として斷定した上において勸告をす
る、こつちういふふうに解釋をなさつてお
られるようでありますけれども、先
ず海難の事態を一審、二審、三審の審
判所において、各方面から詳細に且つ
これを誠實に審判を行いました結果に
基いて、そこに勸告をすべき事態が發
生して來るのであります。詰り勸告す
べき事態とは、各種の調査並びに審判

の経過に基いて勧告の結果が生じて参りますのでありますから、これによつて決定されました勧告を受けることの方々が、社會的その他の方面におきまるところの損害を被ることは、これは當然であらうと思はれるのであります。すでに三審において勧告が決定したという事は、即ちその半面において事態の真相が明確に社會的にも發表されておるのであります。これに伴うところの刑事上の問題につきましては、改めて上級裁判所においてこれが又再審査を行う、刑事上の面に向つても再審査を行うことになつておりますから、只今丹羽委員の仰せられるごとくに、決して誤審に基く抗辯權をここに設定をいたさなくても、誤審される審判は起らないし、又その勧告者に對する不當なる損害を與えるところの事態は發生しないものと考えておるような次第であります。

○丹羽五郎君 今の政府委員のお話は至極どうも私うわすつたようなお話のように考へます。人が人の行爲を眺めて判断を下そうとする折には、現在日本の裁判所においても誤審といふことは絶えずあるのであります。その誤審を防ぐために、日本の法律におきましても、裁判所においても、上告審まで持つて行く、誤審なきものとするれば、上告審まで持つて行く必要はないのであります。この海難審判法といふものは民主主義によるべきものであるからこれをやるのだという前政府委員のお話を聞いておつたのであります。そのために、私は少くも勧告は結構である、併し得べからざる勧告に對しては、私は當然抗辯する餘を與へることが必要であると、かように考へておりました。

一例を挙げるならば、さういふ意味において立案されるならば、私は現在のこの海難審判法といふものを今ここに置いてやらなければならぬ理由がどこにあるかといふことをもう一遍考へて見たい。現行法の海難懲戒法といふものは明治二十九年に制定されたのであります。その當時の日本の船舶トン数といふものは、二十トン以上のものが五百二十八隻、即ち三十三萬一千トンを持つておつた日清直後におきまして、初めてこの海難懲戒法といふものが制定されて、そうして終戦前殆ど世界の一大海運國と言われた六百六十萬トンの大きな船隻を持つておつた當時においても、この海難懲戒法において十分に海運行政は完璧を期せられて來たのであります。今日その六百六十萬トンの船が終戦によつて百三十萬トンに減り、而も八十萬トンから九十萬トンの餘額船隻に對しての海運行政といふことを行きましますならば、私は改めてここに大勢の人を、或いは相當の費用を掛けて、假に今度新しく海難審判法で行くならば、五十二名の新しい人を入れて、そうして經費を使つて、この海難審判法といふものを、この多事な場合にこの法案を出す必要はないと思ふ。

結局この法案は、本當に民主的にすべての人の自由を認める。前海難懲戒法においては、被告の地位としてそれを拘束することがある、その拘束を廢して、被告の地位じやない、受審人としての地位、本當に民主的にその人の自由を認めてこの海難審判法といふものは樹立されたように考へておる。それで私はこの海難審判法に最大の敬意を表して、今日までこれをよく考へて來たのであります。今のところ抗辯權を認める必要がないといふようなことになつて來ると、私はこの海難審判法の精神とは反しておると思ふ。それならばこの現行法の海難懲戒法で十分に私は事が足りると思ふ。

又もう一つ申上げるならば、少くもここに二審制があるならば、この海難審判法のこれを置かんとする目的は、その事件の本當の真相を握つて、技術的真相を握つて、再びさういふような技術的真相の發生しないようにやることが最大の目的であります。さすれば、その勧告を受けた者は、それに對しての一つの又相當の技術的抗辯權を與へ、二審制を設けてその抗辯を十分に聞いて行くことが……私は人と人との意見の結合が即ち進歩、進化であると考えておりますので、さういふ意味におきまして、私は第四條に勧告の條項を置いておかれるならば、これに對しての抗辯權を認めて、高等海難審判所においてこれを抗辯する餘地を與えてやることに必要であると思ひますので、重ねてこのことを申上げて置きます。

○委員長(板谷順助君) 諸君の御同意を得まして、長屋説明員から答辯があるやうであります。

○説明員(長屋千博君) これは前回から丹羽委員より「とのお話」がございましたことでもあります。その際にも政府委員から説明申上げましたのでございしますが、勧告といふことは、これは審判所の、申して見ますれば觀念の表示に過ぎないのでございまして、それに對する何ら法律上權利義務の變更を來すやうな處罰といふやうなものでございせんので、それに對して法律上個人的一般勧告を受ける者の自由を束縛し、又は權利義務上變更を來すといふやうなことはない、法的の根拠がない處分でございますので、それに對して特に第二審の請求といふやうなことは必要がない、さういふ工合に感じておるわけでございします。

それで利害關係を伴う場合が可なりあると思ひます。例へて見ますれば、或る船が難波した、その原因が造船の缺陷にあつたといふので、さういふ點が悪かつた、今後その點を改善しろといふやうな勧告をする旨の裁決をいたしました場合に、その船舶所有者から造船會社に對して、この海難の原因はその造船の缺陷にあるといふ勧告を受けたからして、この損害はお前の所で拂え、さういふことは起るかも知れません。これは非常な大きな利害關係を生ずる事柄でございます。さういふ場合には、民事において損害賠償といふことは争われるわけでありまして、強い海難審判法においてこれを取上げる必要はないといふ工合に考へております。法的に何か非常にきつい處分とかいふことになりまして、それに對しては、丹羽さんがおつしやるやうな措置をとらなければならぬと思ひるのでございしますけれども、取扱上非常に慎重を期しまして、これには參審員という専門家を參加させるというやうな措置をとつて慎重に審議して行きたい、さう思ひますから、その點で第二審の請求が必要がないように思つております。

○丹羽五郎君 私は今の勧告採決といふものは行政處分ではなくて、一種の行政措置と考えております。併し假に誤つた勧告を受けた場合には、今長屋君は民事訴訟によつてそれをやつて行く途があると言われたが、これはもう今改めて拜聴したくてもよく分つておりますが、その場合に誤つた勧告を受けて、民事訴訟によつて生ずる損害を言われた場合に……私は恐らく民事訴訟といふものはこの勧告の黒星がすべての判決の一大骨子をなすべきものであると考へております。先程私は刑事局長を呼んで話をいたしましたのもその點であります。即ちさういふ海員に對する、又海難に對する問題といふものは、第一線を相手にして闘うべきいさゝかなデリケートな問題があるから、私はできるだけ技術的にそれを探究して、再びさういふやうなことをしでかさないといふのが、この立法の精神であらうと思ふ。さすればこの勧告をした場合に、或いは勧告を受けた者がそれに對して銘々立派な抗辯があるかも知れない、それをやはりこれで聞くといふことも、一つの技術的真相を見る最大の理由ではなからうかと私は考へております。又因つて生ずる損害の範圍は民事訴訟でやつたらいいじやないか。やつた場合に、假に誤つた勧告を受けた場合には、私はそれが一つの裁判の黒星の骨子になつて行くといふことは、これは恐らく常識的に考へても明らかな事實であらうと思ふ。少なからぬやうな立派な法案を出すならば、個々の勧告を受けた者に對しても、私はこの人の抗辯のできる、抗辯權を認めてやるということが、私はこの法を活用して行く最大の理由であると考えております。今長屋君は、この勧告を受ける者は海技免狀受有者を對象としておるといふことが長屋君の

が必要であると、かように考えており

れで私はこの海難審判法に最大の敬意

を来すような感動というふうなもので

の行政措置と考えております。併し假

象としておるといふことが長屋君の

極みどころのよう考えております。

に考えます。

○政府委員(田中源三郎君) 丹羽委員

は、この政令の指摘者であつて、現在問

題もまだ質問が繼續してあるのであり

でしようか。

過日政府から出された「海難審判法案

のお説に尤もな點もございませう。そ

れは先程長屋君の説明の點につい

て、足らざる點がございしたか存じ

○説明員(長屋千棟君) 四十七條の

私に申し上げる重大なことは明らかに書

て、足らざる點がございしたか存じ

し、ましては、この中で第九條と第十條、

第十四條、第十七條、第十九條、それ

○小泉秀吉君 そうすると、地方海難

るに「審判の對象を海難免狀受有者の

の勸告によつて社會的の壓力が生ずる

から附則の前項に政令という字が使

つて、更に又正式の委員會に御質

○説明員(長屋千棟君) いや、そ

を失い、而も建造修理能力を著しく制

然に生じて来る壓力に對抗して、い

高等海難審判所の二とする。地方海難

審判所の名稱、位置及び管轄區域並び

○小泉秀吉君 第二審というのは抗

を明かにし以て海難防止に寄與するた

め廣く海難一般を審理の對象とし、と

に高等海難審判所の位置は、政令でこ

を一應撤してから自分の意見を纏め

○小泉秀吉君 そうすると、抗告がな

いうことが書いてある。「海難一般を

等によつてその途を開くことに考えて

やなかろうかと考えておられますが、こ

の政令に對して私はこれを取消して、

○委員(板谷順助君) 村上さん、大

有者の故意又は過失に出た場合には、

見ても、海難をすべて未然に防止する

に、法律案をここに提出するという建

に、私は今日質問はこの程度におい

○委員(板谷順助君) 承知いたしま

これを懲戒し得ることとした事又その

すから、これに對してすべての船舶に

に、私は今日質問はこの程度におい

○委員(板谷順助君) 承知いたしま

規定をも設けた。「海難が審理の結

果海難免狀受有者以外の者の責に歸す

に、私は今日質問はこの程度におい

○委員(板谷順助君) 承知いたしま

べきものである場合には、必要に應じ

るに、海難をすべて未然に防止する

に、私は今日質問はこの程度におい

○委員(板谷順助君) 承知いたしま

○委員(板谷順助君) 承知いたしま

四十六條の第二項ですが、補佐人は、受審人のため、獨立して前項の請求をする事ができる。但し、受審人の明示した意思に反してこれをする事はできない。と、こゝろいうようなことがここにあるようですが、四十六條の理事官又は受審人の外に、補佐人も受審人の意思に反しなければ獨立して高等審判所に審判を請求することができるといふと、この第四條の海難の原因に關係のある者で、勸告を受けたような方が、受審人でもなし、理事官でなくとも、補佐人をうまく使えば、やはり抗告ができるのだ、こゝろいうふうには思ふのですが、さういふ思ひ方は間違つておるのでしょうか、いかがでしょうか。

○説明員(長屋千棟君) それは先般來丹羽さんにお答えいたしました通り、法律的に根據がございせんから、一應第二審の請求は、本人もできないことにいたしました。従つて補佐人と雖も第二審の請求はできないという風にいたしました。さういふ思ひ方は間違つておるのでしょうか、いかがでしょうか。

○中村正雄君 そうしますと、懲戒處分については、高等海難審判所で最終審であるというふうに解釋してはいけなでしょうか。

○説明員(長屋千棟君) その通りでございます。併しなから、その證據の取り方とか、手續上に法規に違反したところがございますれば、再びやり直すという形になる場合がございます。あくまで司法裁判所では事實の内容に互つて、これはこつちがいののだとか悪いのだとか、或いはこの原因はこうだからこれにこゝろいふ免狀の停止をしろとか、或いは勸告をしろといふことは全然タッチしないわけでありませう。

○小泉秀吉君 もう一つ伺います。この前に丹羽さんからの御質問があつた四十六條の末項の「第一項の請求は、判決の言渡の日から七日以内にこれをしなければならぬ」といふこの七日の問題が非常に問題になつておるようになつておりますが、五十三條の高等海難審判所の判決に對する訴えは、判決の日から三十日以内に提起しなければならぬといふことであるので、一方は七日でなくちやいけなしいし、一方は三十日まで餘裕をおいてあるといふのでございませう。その法規の取扱ひ

○説明員(長屋千棟君) お答えいたします。民事に對する應急措置法におきましては、この訴えの期間は六ヶ月といふことになつております。特にこの海難審判所の判決に對する不服の訴えは三十日といふことになつております。それではさういふ場合に、地方海難審判所で判決いたしましたものに對して第二審の請求をするのは七日であつて、これを高等裁判所へ持つて行く場合は三十日といふように違ふのかといふ御質問に對しましては、海難審判所は、言葉は變かも知れませんが、同種類の審判所、地方海難審判所から高等海難審判所へ行くので、内容もよく分つておりますし、手續も比較的簡易でございませうから、從來から七日あれば十分と考えておりました。ただこの行政處分に對する不服の訴えは行政官廳つまり海難審判所でやりました判決に對して、今度は種類の違つた司法裁判所へ持つて行きますため、手續も相當日にちを要するだらうといふので三十日といふことになつたわけでございます。

○小泉秀吉君 さうしますと、要するに書類を作製して、官廳から官廳へ持つて行くといふことのために、兩方の間に二十一日間の大きな相違があるのだといふようなことが私は背かれないのだが、さう了解していいのですか。

○説明員(長屋千棟君) 大體さういふ考えで二應決しました。それでこの前から丹羽さんの御意見では、七日では非常に短かいんじゃないか、今の通信その他が非常に不便であるから、もつと

長くすべきではないかといふ御意見がございまして、現行法におきまして海難審判は、理事官が審判の開始を申立てました場合に、審判所におきましては、何等そこに制限をしておりません。直ぐ審判所の都合で開廷の期日を決めまして、いつ何日開廷するかといふ呼出しをさせておりましたが、海難審判法におきましては、その海難の原因を研究するというのが目的でございまして、その責任者たる受審人が審判に出て参りませんと、事實その原因の探究といふことは非常に困難でございまして、それで飽くまで事前にも手を盡しまして、十分本人が出て來られるようにいたすように、命令を以て理事官が審判の開始を申立てた場合には、審判所は申立てましてから十四日以上を経過しなければ開廷することはできないという場合に、命令で決めるつもりでございます。それで飽くまで本人の都合を開きまして、必ず出廷できるやうに措置する考えでございます。それから受審人は或る海難を惹起した責任者と目される者でございませうから、その海難審判法の精神に従ひまして、飽くまで審判廷に出廷いたしましたので、そこで原因を明らかにする、自分はさういふ工合にやつたためにさうなつたんだといふことを明らかにする。海難審判に協力をする義務があるものだと思います。それが正當の理由があつて出廷できない場合には、飽くまで出廷できるように、本人の都合を以て開廷の期日を決めてやる、それで、本人が善意を以て出廷する豫定でありました場合に、不可抗力その他の止むを得ない正當な理由がありまして出られないときは、開廷を延期して、飽くまで本人

が出られるようにしてやる、それでなければ原因の探究は非常に困難である、飽くまで本人が出廷した上で審判するといふことを建前にいたして、さういふことを建前にしない場合は、何か悪意があつて逃げて出ないとか、その原因の探究に協力しないといふ場合に限るのでもございまして、それに對して、缺席をしたから特に本人が抗告できるように、第二審の請求ができるやうに或る特典を與えてやるといふことは考えておりません。特典を與うべきじゃないと解釋いたします。特典を與えないようにいたしてあります。従つて七日が長いのか短いのかといふことは、本人が審判に出席した場合に、長いのか短いのかといふことを考慮すればいいんだと思つております。若し本人が出ますれば、これは證據の取調べから言渡しまでに互つて、それが審判でございまして、審判がいよいよ言渡されたときに、本人が出廷したしておりますれば、これは非常に自分の責任を問われておるけれども、こゝろいふ點が不服である、採決の仕方が悪いといふことを自分で判斷する、或いは他人に相談をいたしましたので、その場で口頭でも第二審の請求はできるわけでございます。又それをいろいろ考えておるのにも、そんなに長い日々を要しないと思ふのでございませう。それで、從來通りにやはり七日あれば十分第二審の請求をする餘裕がある、こゝろ考えておるのでございまして、これが遠方におります者に、こゝろいふ判決をしたぞといふことを通知いたしましたので、その通知を受取つてから、又抗告の手續書類が何かでやつておりますれば、それは今の通信状況におきましては、

海難の事件、その事案そのものではな
は三十日まで餘裕をおいてあるとい
の他が非常に不便であるから、もつと
には、開廷を延期して、飽くまで本人
それは今の通信状況におきましては、

二十日か或いは三十日を要するかと思
いますけれども、本人が出廷しておつ
て、一應口頭を以て、どうも不服であ
るから抗告をするという意思表示をい
たしますれば、あとは書類を後日に出
せばいいわけでございますから、七日
を以て十分だ、こういう工合に考えて
おる次第でございます。

○丹羽五郎君 私は今日はいろ／＼の
關係上、その質問を打ち切ろうと思つ
て、質問をさつき打ち切つたのですが、
又七日の問題が出ましたが、どうも政
府の考え方は、すべてに悪意があつた
場合といふようなこと、先程の場合に
おいても、政務次官の話においても、
すべて一方的な見方によつてものを判
断する、こういうことに私は考えられ
る。ただ悪意、善意でなくして、結局
現在の通信状況において、七日という
日があるかどうかということ、私
は以前申上げた。而も、それは恐ら
く、私は七日という日を決めたになつ
たその頭の中には、現在我々の通信郵
便物に對しては、絶えず検閲という
ことがあるということを、恐らくこの
七日の中には織込んでいないと私は考
えております。私はその點は今日は申
上げたかと思つておつたのです
が、悪意の場合と考へ、悪意の行爲で
あると考へておつても、或いは善意で
あつたかも知れない。それはその結果
において判断しなければならぬ。こ
れをすべて事毎に、さつきの問題でも
一方的な断定においてこれを律して行
くということは、非常にこの進歩した
法案を推える上において、信念的に私
は遺憾の點を持つておるのでありま
す。

○委員長(板谷順助君) 丹羽君に御相
第十四部 運輸及び交通委員会議第八號 昭和二十二年八月二十八日【參議院】

議申上げますが、今委員長が承つてお
れば、本人が必ず出廷をする前提の下
に、政府委員が説明しておる通りに思
うのであります。併し質問はこれで打
切るわけじやありませんので、御承知
のごとく、まだ豫備審査でありますか
ら、それで正式にこの委員会に議長か
ら廻つて参りますれば、改めて又その
質問を繼續する。併し大體において質
問もほぼ盡きておるやうに考へており
ますので、尙事務當局とあなたよく御
懇談になつて、更にこの委員会におい
て質問を繼續なさるやうになさつたら
いかでしようか。今幾ら御議論にな
つても、どうも意見が盡きないやうに
考へます。

それで皆さんに御相談したいのです
が、實は今日の委員会でも、三日前か
らすでに廣告しておるわけでありま
す。然るに衆議院がそれらに構わず、
本日衆議院とちか合つておるやうなわ
けで、政府委員も思ひやうに出席がな
いので、甚だ私は遺憾に考へるのであ
ります。明日やはり繼續をしたいと
考へますので、やはり午後でないとい
うもちつと工合が悪いやうに思ひま
す。いかでしようか。午前じやどう
も……。

○丹羽五郎君 明日やるんですか。
○委員長(板谷順助君) 明日やつたら
どうですか。明日日本會議がありま
す。本會議があるとなれば午後です
ね。丹羽君どうです。
○丹羽五郎君 明日は水産委員会が一
時からやつとあるのです。
○委員長(板谷順助君) それでは明後
日にしますか。ちよつと速記を止め
て。
(速記中止)

○委員長(板谷順助君) 速記を始め
て……。
それからさつき請願に對する小委員
會を設けることの御承認を得ました
が、これを二組ぐらゐに分けますか。
或いは人数は何人ぐらゐにしますか。
一應委員會に諮つて決定して頂きたい
と思ひます。やはり二組ぐらゐに分け
ますか。二組ぐらゐに分けて、委員は
五人か七人か。
○小林勝馬君 五人ぐらゐで三組では
どうですか。

○新谷寅三郎君 私は、海運もあり、
鐵道もあり、いろ／＼ありますけれど
も、さういつたものを統合して、一つ
の小委員會で統一的に行つた方が結論
が出易いと思ひますのであります。小委員
會をお持になるのでしたら、一つの
方がよいと思ひます。
○委員長(板谷順助君) いかでしよ
うか。三組ぐらゐに分けるという御意
見も、一組がよいという御意見もあり
ますが、又二つがよいという……。

○小林勝馬君 一つにするなら、人数
が多くなるから、結局本委員會と同じ
になるのですから、二組か三組にして、
早く済まして行きたいと思ひます。
○新谷寅三郎君 全體が集まらなくて
も、数人の方でも、豫備的にやるので
すから……。
○委員長(板谷順助君) どうですか、
新谷君、その折衷案で二組ぐらゐにし
て、七名の方に、全部寄られるかどう
か分りませんが、二組にしては……。
別段御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(板谷順助君) 御異議がなけ
れば、あとで理事會を開いて決定いた
します。どうかお委せをお願いします。そ

れでどうでしょう。明後日の午前十
時、必ず大臣その他が出席をするとい
うことで……。今日はこれにて散會い
たします。
午後零時十九分散會
出席者は左の通り。
委員長 板谷 順助君
理事 丹羽 五郎君
橋本 萬右衛門君
小野 哲君
委員 内村 清次君
小泉 秀吉君
鈴木 清一君
中村 正雄君
若木 勝蔵君
大隅 憲二君
水久保 恭作君
植竹 春彦君
小林 勝馬君
飯田 精太郎君
新谷 寅三郎君
村上 義一君
早川 慎一君

政府委員
運輸政務次官 田中源三郎君
運輸事務官(海
運總局長官) 有田 喜一君
司法事務官
(刑事局長) 國宗 榮君
經濟安定本部
部長官 永野 重雄君
説明員
高等海員審判
所審判官 長屋 千棟君

八月二十六日本委員會に左の事件を付
託された。
一、舊小倉鐵道線拂下げに關する請
願(第百三號)
一、信越線柏崎驛附近鶴川鐵橋の徑
間擴張工事施行に關する請願(第
百七號)
一、五條驛、新宮市間の鐵道速成に
關する請願(第百八號)
一、學生鐵道運賃の是正に關する請
願(第百九號)
一、東海道線沼津、濱松兩驛間の電
化速成に關する請願(第百十二號)
一、九州、四國間の省營連絡に關す
る請願(第百十三號)
一、愛媛縣東宇和郡宇和町、八幡濱
市間に國營自動車(鐵道)を開始す
ることに關する請願(第百十四號)
一、山陰線の電化並びに廣島、松江
兩市間直通列車運轉に關する請願
(第百十九號)
一、中央氣象臺牛深出張所設置に關
する請願(第百三十七號)
一、九州、四國間省營連絡に關する
請願(第百三十七號)
一、常磐線松戸、平兩驛間電化促進
に關する請願(第百四十二號)
一、中央氣象臺牛深出張所設置に關
する請願(第百四十四號)
(請第百三號) 昭和二十二年八月十一
日受理
舊小倉鐵道線拂下げに關する請願
請願者 福岡縣小倉市大字宮野
四十八番地小倉鐵道株
式會社林田惣七郎
紹介議員 村上義一君外一名
舊小倉鐵道線は戰時中輸送強化のた
め、緊急措置として買収されたが本鐵
道は、一地方の交通を目的とするもの
で鐵道國有法の精神に反するのみなら
ず地方鐵道法第三十條乃至第三十五條

に違反したもので、實質的には強制買収と同様である。なおかかる小地方線を國有鐵道として經營することは適切でなく沿線市町村は當地方と密接な關係を有する事業會社の經營を希望してゐるから上記鐵道線を前經營者に拂下げられたいとの請願。

（請願第七號）昭和二十二年八月十一日受理

信越線柏崎附近鵜川鐵橋の徑間擴張工事施行に關する請願

請願者 新潟縣柏崎市長 三井田虎一郎外三名

紹介議員 下條 恭兵君

新潟縣柏崎市附近は過去數回の大こぶ水に際し同市を貫通する信越線路によつて、鵜川を中心とする水勢が阻止せられ線路以南地區の浸水ははなはだしく田畑、宅地、建築物等の被害は多大で生産の激減物資の喪失はばく大な額に上るのみでなく人心の惡化生産意欲の阻害或は衛生上より見るも重大な問題であり他面鐵道の被害も大であるから、これを防止するため鵜川第一把柄島第二把柄島各橋梁の徑間擴張工事を速かに實施されたいとの請願。

（請願第八號）昭和二十二年八月十一日受理

五條線、新宮市間の鐵道速成に關する請願

請願者 奈良縣宇智郡五條町長 西尾修五郎

紹介議員 新谷寅三郎君外三名

奈良縣及び和歌山縣を縱貫せる五條線、新宮市間の鐵道は昭和十四年著工し五條、賀名生間約六キロがほぼ完成してゐるのみで、他は工事中の現狀であるが、本沿線は吉野木材の産地であ

り薪炭の産出も多量にして、且つ金、銀、銅、マンガ、硫化鐵等の埋藏量も豊富であり更に吉野縣野國立公園として觀光的發展も豫想されてゐる、然るに交通の便惡く、最近漸く國營貨物自動車運轉が開始されたがかかる輸送狀態では豊富なるこれらの資源を開發し國家の要請に寄與することは不可能であるから上記區間の鐵道擴張工事を促進せられたいとの請願。

（請願第九號）昭和二十二年八月十一日受理

學生鐵道運賃の是正に關する請願

請願者 神奈川縣高座郡相模原町止堀岡五〇九〇番地 伊藤一博外五名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、請第十號と同じである。

（請願第十二號）昭和二十二年八月十一日受理

東海道線沼津、濱松兩駅間の電化速成に關する請願

請願者 靜岡市追手町三八番地 沼津、濱松間鐵道電化期成同盟會長 小林武治

紹介議員 平岡 市三君外三名

東海道線沼津、濱松兩駅間は、その輸送量に比し運轉回数が少いために、旅客輸送の超過は列車事故をひき發し、緊急輸送を要する重要物資が各驛に滞貨する實情よりして、この輸送力増強を圖るためには電化によることが最も適切である。本區間の電化は二百萬靜岡縣人及び同線利用者の強く要望する處であるから速かに上記區間の鐵道電化を實現して我國經濟に貢獻せられた

いとの請願。

（請願第十三號）昭和二十二年八月十一日受理

九州、四國間の省營連絡に關する請願

請願者 愛媛縣東宇和郡野村町 長 渡邊百三

紹介議員 久松 定武君外三名

四國の西南部は九州と經濟的に最も密接な關係があるにも拘わらず、その連絡は私營獨占、會社の打算的にして且つ不規則な連絡に委ねておる現狀であつて、一般大衆の不利不便は多大である。殊に本線は飽和狀態にある山陽本線の副線をなす重要線である故に私營會社に任すべきものでないと考へられるから、速かに九州、四國間の省營連絡を實現されたいとの請願。

（請願第十四號）昭和二十二年八月十一日受理

愛媛縣東宇和郡宇和町、八幡濱市間に國營自動車運轉を開始することに關する請願

請願者 愛媛縣東宇和郡野村町 長 渡邊百三外十八名

紹介議員 濱田眞六郎君外四名

宇和町三瓶町及び三瓶町八幡濱市間の交通は、宇和島自動車會社運轉のバスに頼つてゐたが、此のバスは昭和十八年三瓶自動車會社と統合後八幡濱市に至る海岸線、宇和線は一度運轉されず、又八幡濱市に至る山手線も故障頻發して全く交通絶絶の狀態にあり、天惠の良港を有し且紡績工場、綿布工場を有する三瓶町の死活の問題となつてゐるから國營バスの運轉を促進せしめられたいとの請願。

（請願第十九號）昭和二十二年八月十一日受理

山陰線の電化並びに廣島、松江兩市間直通列車運轉に關する請願

請願者 島根縣內務縣議會 議長 恒松安夫外四十名

紹介議員 宇都宮 登吾

緊急國策たる輸出産業の振興と戰災都市廣島の復興、並びに國際觀光親善に資するため廣島、松江兩市間の直通と山陰線の電化を早急に實現されたいとの請願。

（請願二十七號）昭和二十二年八月十三日受理

中央氣象臺牛深出張所設置に關する請願

請願者 熊本縣天草郡牛深町長 高橋重博外一名

紹介議員 內村 清次君

本縣には阿蘇、小國、人吉に中央氣象臺出張所があるが海洋に關する觀測施設がない爲内外海出漁者及び附近航行船舶は非常に不便を感じておるため、農林省より指定漁港と認められ、其の六割が漁業を主業とする牛深町に早急に出張所を設置せられたいとの請願。

（請願三十七號）昭和二十二年八月十三日受理

九州、四國間省營連絡に關する請願

請願者 大分市長 上田保外三名

紹介議員 安部 定吾

この請願の趣旨は請第十號と同じである。

（請願四十二號）昭和二十二年八月十四日受理

常磐線松戸、平兩驛間電化促進に關する請願

請願者 社團法人平商工會事務所 會頭 諸橋久太郎

紹介議員 橋本萬石君

常磐線松戸は我國三大炭田の一つで松戸、平間の電化は、同炭田に依存する事業界に對する利便を與え生産増強に寄與すると共に、平は東北穀倉の關門であり、又同方面の生産物を迅速に東京都民に供給ができるから早急に電化されたいとの請願。

（請願四十四號）昭和二十二年八月十四日受理

中央氣象臺牛深出張所設置に關する請願

請願者 熊本縣天草郡牛深町長 高橋重博外一名

紹介議員 田方 進君

この請願の趣旨は、請第二十號と同じである。

（請願四十七號）昭和二十二年八月十四日受理

運送及び交通委員會會議錄第四號正誤

二頁一段三七行の次に左の行を加ふ

〔理事小野哲君退席、理事橋本萬石、衛門君委員長に著く〕